

「建築基準法第43条第2項第2号に関する一括許可の同意基準」の運用について

決定 平成13年3月15日付12足都建指発第651号
改正 平成16年4月13日付16足都建指発第38号
改正 平成19年7月25日付19足都建調発第528号
改正 平成25年6月1日付25足都建発第293号
改正 平成30年11月14日付30足都建発第1113号

I 運用方針

足立区は建築基準法（以下「法」という。）第43条第2項第2号について、次のとおり取り扱うものとする。

建築にあたっての敷地と道路との関係は、法第42条に基づく道路に2m以上接することを原則とし、法第43条第2項第2号は例外的に適用されるものである。

- 1 足立区は、手続の簡略化を図るため、足立区建築審査会の「建築基準法第43条第2項第2号に関する一括許可の同意基準」に基づいて運用する。
なお、この基準に該当しないものについては、個別に取り扱うものとする。
- 2 足立区は、足立区建築審査会との協議により「建築基準法第43条第2項第2号に関する一括許可の同意基準」に添って、3以下の取り扱いをする。
- 3 「道」の法上の取り扱いについては、次のとおりとする。
 - 一 法第28条、建築基準法施行令（以下「令」という。）第20条第2項の規定においては、道を道路とみなす。
 - 二 法第52条第2項の規定の適用においては、道の幅員を道路の幅員とみなす。
 - 三 法第56条第1項第1号、第2項から第4項まで及び第7項の規定は、道を前面道路とみなして適用する。
 - 四 法第58条の規定は、道を前面道路とみなして適用する。
- 4 基準3及び基準4の適用においては、平成11年5月1日現に存在する道で、相当の期間建築物が建ち並び、一般の交通の用に供されているものを対象とする。
- 5 基準5の適用においては、地区計画の区域において、地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例が施行され、地区施設として指定された道に接する敷地を対象とする。
- 6 敷地面積の算定方法については、令第2条第1項と同様の取扱いとする。